

原子力土木委員会
複合災害下での原子力防災における避難の課題と対応に関する研究小委員会
第6回小委員会 議事録

日 時：令和8年2月16日（月）13:30-17:00，形式：Zoom オンライン，

参加者：蛭沢勝三，中村晋，高田毅士，宗像雅広，臼田裕一郎，山本晃弘，香月智，原口龍将，武田智吉，佐藤栄一，（以下，オブザーバー）岡芳明，田邊揮司良

資料：

- 6-0 議事次第
- 6-1 第5回小委員会議事録(案)
- 6-2 技術資料の構成案
- 6-3-1 技術資料のとりまとめに必要な課題
- 6-3-2 田邊揮司良氏の話題提供における同氏の疑問・懸念（コメント）及び課題の整理
- 6-3-3 香月智氏の話題提供における同氏の疑問・懸念（コメント）及び課題の整理
- 6-4 複合災害下の避難対応に関する国等の最近の動向
- 6-5 防災庁に関する最新動向

1. 開会挨拶

蛭沢委員長よりまず今回の話題提供の背景について説明があった。また，田邊氏と香月氏から話題提供を受けた前回の内容を整理し，明らかになった組織の問題（防災庁関連の原子力防災と一般防災の一元化，4層及び5層の一元化など）について，さらに掘り下げた議論がなされることを期待したいと述べた。

2. 前回議事録の確認

資料6-1に基づいて前回の議事録の確認を行った。

3. 技術資料の構成案について

資料6-2に基づいて中村氏より技術資料のとりまとめの基本方針と基本構成の案について説明がなされた。まず基本方針として，技術資料は中央防災会議が策定する防災基本計画の見直しに資するものとする。現状の防災基本計画では，各編が災害予防/災害対応/災害復旧・復興などに分かれているが，それらを包含する視点で共通の見直しの考え方を示すのが良いと考えられる。技術資料のタイトルは，「自然災害及び原子力災害の複合災害への対応－避難への対応の考え方と解説－」とする。技術資料の構成は，先のWGで抽出された4つの大きな課題（11の小課題）を4つの事項に分ける。まず1つ目は全体に係る基本事項であり，「2011年の福島第一原子力発電所や能登半島地震に学ぶ」とし，災害関連死や原子力規制・防災にリスク・ベネフィットの考え方や複合防災避難に係る被ばく基準，省庁にアカウンタビリティの考え方を適用する基本的な方向性と，原子力防災に対する国民（産業界）の認識への対応の考え方を示す。2つ目は防災基本計画にコミットする

ため、平時のリスクコミュニケーションや避難・避難解除に係る住民との双方向対話など、防災知識の普及と情報提供活動について中長期的な取り組みを示す。3つ目は「対応の体制の確立について」とし、一般防災と原子力防災の一元化、防災庁や自衛隊の役割、深層防護における4層と5層の一元化の問題、緊急時科学的助言組織の設置について示す。4つ目は「避難、屋内退避、避難解除等の放射線防護について」とし、地震・津波下での2段階避難や屋内退避、遠方避難の適正距離の基準設定、避難経路の確保、避難解除に係る検討結果を示す。技術資料の章立てとしては、第1章「はじめに」の後に、第2章から第5章にかけて、前述した基本構成案の内容を記述する。また付属資料として、WGで示した論点・課題や本小委員会の活動の概要、今後実施する公開ワークショップやシンポジウムの概要を付ける。国の中央防災会議において策定されている防災基本計画の第1編総則（R7版）の第4章 防災計画の効果的推進等の中には、地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項があり、「原子力災害対策の専門的・技術的事項」は、放射線防護に関する事項を指していると考えられる。第5章の8節の中には、「原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと」が記されている。現状はALARAがベースとなっているが、これを「防護の最適化」にどの様に変えさせるかも、重要な観点である。さらに技術文書は、対象とする技術的課題に関する技術の現状、それに対する新たな考え方と検討事項等を体系的にとりまとめた技術文書にする。また技術文書は、審議タスクを設け、公平、公正、公開の原則の下で作成することになっており、4人の先生方に意見をいただき、まとめることになる。

また、蛭沢委員長より基本構成案の基本事項に「原子力複合災害に対する国民（産業界を含む）の認識への対応の考え方」を挙げた背景の説明があった。避難の基準を変更する場合、科学的には合理的であっても、今までの説明と異なるため、市民の同意が得られない、産業界からの協力が得られない可能性がある。中長期的にどのように国民に普及していくかという観点も考えていかなければならない。報告書がきちんと使われるようになるための取り組みが重要であると、報道機関の友人からアドバイスがあった事を紹介した。

以上の説明に対して参加者から以下の質疑等があった。

（田邊）基本的には災害関連死を少なくすることで良いのか？ それとも今までの基準で放射線被ばくのリスクを回避するのか？ どちらのリスクが高いのか評価をし、中央が判断するのは極めて難しいと思われる。ALARAの基準が厳しいので、災害関連死が増える可能性が高いと判断した場合には、その基準を柔軟に運用できるようにする落としどころもあるのではないかと？

➡（中村）我々が目指しているのは、災害関連死を可能な限り少なくすること。そのためには、岡先生から説明があった通り、リスク・ベネフィットの考え方を適用し、かつ「放射線防護の最適化」という視点で対応していくのが望ましい。そのような方針でまとめていきたい。

（田邊）その組織間の運用であるとか、基準の柔軟さが1つの解決策と思われる。その組織を如何にいじっても難しいところがあり、情報を正しく両方が見積もり、それらのバランスを誰がどう判断するのか、そのために何処が我慢できる要素としてあるのか、そのような気がしました。3.11

の時も基準を緩めてもらわないと、自衛官が現場で長時間の人命救助に当たれないという問題が生じた。その基準をどの範囲まで緩めることができるのか、指針として事前に示されれば良いと思う。

➡ (蛭沢) ご意見ありがとうございました。前回の話題提供では、情報の流れだけで、人・金・物の観点が抜けており、実動部隊である自衛隊や警察、消防はそれらが伴わないと動けないことが指摘されている。また支援・擁護から踏み込んで、一般国民にどう伝えていくかというところまで踏み込んでいかないといけない。また、国民に産業界を含めたのは、産業界の多くの方々の深層防護に係る認識において、深層防護の4層までの役割に留まっている思考の現状を変えたい思いがある。本日はそれらについてさらに議論を深めていきたい。

(岡) ICRP (国際放射線防護委員会) に所属する方の中には、災害関連死という別の健康影響が大きく出ているのはまずいと考え、ALARA を防護の最適化という言葉に変えることに賛同して下さる方もいる。実際の線量の基準をどのように変えるかは、ICRP の考え方が変わることを受けて規制庁が動くと思われる。また、原子力事故時に避難に伴う災害関連死が定量化されたのは東電事故が初めてであるため、政府や電力事業者を批判することはやめた方が良い。しかし、次に同じことが起こったら、政府が責任を問われることになる。

4. 話題提供および質疑

4-1. 技術資料のとりまとめに必要な課題

資料 6-3-1 に基づいて岡先生より説明がなされた。

- ・東電の福島事故の時は、国民向けの情報発信が混乱し、機能しなかつただけではなく、非常に放射線被ばくが怖いという情報が蔓延した。この影響は極めて大きく、災害関連死だけではなく、農産物の風評被害や避難解除の遅れ、除染作業の増大による非常に膨大なコストをもたらした。これは、大規模な山火事で隠れた火元が多数でき、消火できない状況に似ている。これは最も重要な教訓なのに、対策がなされていない。大事故・大災害の時は政府による一元的情報発信が特に重要である。そこで、内閣府に緊急時科学的助言組織を作り、パンデミックや大災害の教訓と経験を東電事故の教訓と共に継承すべきである。 重要なのは、他の災害でも教訓に共通点が多いので、それを継承し、経験を引き継いでいくことが必要である。英国は、狂牛病の時に政府が失敗をし、緊急時科学的助言組織 (SAGE) を作った。英国は科学コミュニケーションの発祥の地で、王立協会が 80 年代から行っている。ボランティアのグループも有り、そのような素地もあるが、それだけではない。大災害時の対応と教訓を継承して緊急時の発信がうまく行われている。インフルエンザの流行が 2009 年、アイスランド火山噴火が 2010 年にあったため緊急時科学助言組織が活動し、東電福島事故時にはその経験を活かして活動した。2011 年の東電福島事故の時は、情報を集め、東京の英国国民は逃げなくても良いと言った。被ばく以外のリスクがあることを認識していた。それに対して日本は、最悪ケースで対処すべきと考えた。最悪ケースは被ばく防止の一次元でしか考えていないので、災害関連死の増加等を招いた。最悪ケースはメディアによって拡散し、極めて危ないとの印象を国民に与えたが、東電福島事故では被ばくで死んだ人も放射線障害を受けた人もゼロであった。リスクと便益の考え方が無かったことが根本原因である。尾身先生がコロナパンデミック時にうまく対応できたのは、国際機関での経験があったためと思わ

れる。経験を継承しないといけない。また、口頭でのリスクコミュニケーションの困難性についても理解しないといけない。日本もそのような人を育て、継承しないといけない。是非、土木学会の報告書で緊急時助言組織の必要性を取り上げていただきたい。

- 最悪ケースは一次元の指標（被ばく防止）で考えるので、防災対策で最悪ケースを考えると、対策に伴うリスクを考えていないのと同じである。リスクと便益のバランスは、技術利用の基本的な考え方であり、原子力に限らない。 IAEA の原子力法のハンドブックには最初を書いてあり、欧米の原子力規制にもある。米国の原子力防災指針にも考え方は書かれているが、リスクとしては避難時の交通事故しか考えられていない。災害関連死はデータが無かったので考えられていなかった。東電福島事故では、避難したリスクが避難で避けた被ばくリスクより 28 倍も大きい。避難のリスクと等価な線量は 8,500 mSv になる。さらに農産物の放射性物質含有の基準もリスク・ベネフィットが無いことを、京大の経済学部の教授が分析をし、不合理に低いことを論文で述べている。
- 日本の原子力安全規制、食品安全にはリスク便益の考え方が抜けている。原子力防災指針を読むと、前文にリスク便益を考慮する必要があると書かれているが、それを受けた具体的な基準は何も無い。今回の防災指針では、少し具体的に、避難解除の基準が議論され、初めて書かれるようになり、少し進歩しているが、被ばくについては未だダメである。被ばくを合理的に下げよという ALARA と災害関連死防止が矛盾する。ALARA ではなく、「防護の最適化の原則」とするべき。ICRP の報告書にも今後、書かれると思われる。また、チェルノブイリ事故の時には、ギリシャとイタリアで放射線被ばくにより奇形児が生まれるのを心配して人工妊娠中絶が増え、10 ヶ月後の出生率が大きく下がっている。これは定量的に分析されていないが、被ばくのリスクが非常に強調されてしまった例である。東電の災害関連死だけが過去の経験というわけではなく、そのようなことも含めて防護の最適化にしないといけない。
- 東電事故後、原子力安全のアドバイザーとして米国の専門家 2 名が選ばれた。そのうちの一人がメールで、日本は新規規制基準導入の時にコストを考慮することが出来なかったことや、日本に適切な防護の概念がない。米国流のバックフィット規制を適用することが出来ていない。安全を限りなく強化する事はできないと知らせてきた。米国は設備の改善をする時に、そのコストと想定される被ばく量の低減を比較して、コストがある値以下なら実施するという基準が NRC にはある。これでコスト・ベネフィットが具体的に運用されている。PAG という防災指針にもコスト・ベネフィットについて書かれて有り、交通事故と比した例が示されている。今後は災害関連死を含めて考えるようにするべきである..
- 防災対策について規制庁が最近、屋内退避基準として 5 km 以遠はまず屋内退避をし、放射性プルームの到来・滞留が無い事が確認できれば、屋内退避を解除できるとした。線量で決めるより、この方が合理的なので良い。但し、5 km 以遠でも避難する人はいると思われるので、避難解除のために年 100 mSv の基準は必要と思われる。さらに、現在の避難解除の基準から「インフラ解除の復旧」を削除すべき。住民に一時帰宅を許して除染などを行うことを可能にした方が、生活不活発病（災害関連死）が防止出来て良い。
- 英国やフランスなど欧米にはアカウントビリティがあるが、日本には無い。日本の省庁にアカウントビリティが無いことが、国民と企業の省庁依存を温存し、改善が進まない根本原因では？

- ・皆（国民全体）で政策や方針を決めることのおかしい。これでは、専門知識や経験を活かすことが出来ず、頑健な政策にならない。皆で決めると、心理的安全性に支配されて、避難解除や食品の規制値が不合理に低い値に決まってしまう、責任が不明確になってしまう。不特定多数の他人に依存し、創意工夫が阻害されイノベーションが生まれない。

岡先生からの説明に対して参加者から以下の質疑等が行われた。

（中村）原子力規制委員会は、緊急時科学的助言組織にはなりえないのか？

- ➡（岡）ならない。提案しているのは、災害横断的なものである。内閣府に置き、富士山の噴火、東南海地震など、様々な災害が起こった時に内閣に科学的助言し、国民に対して発信を行う組織である。これによって、国民は政府の対応を知り、メディアの不安を煽る報道を抑えることが出来る。原子力事故の時に原子力規制委員会は役に立つだろうが、緊急時科学的助言組織を分野縦割りと考えては失敗する。災害横断的な教訓と対応の経験が継承されることが必要である。日本はこれが抜けている。緊急時科学的助言を行うには、クライシスコミュニケーション、リスクコミュニケーション、専門分野を超えた災害対応の全体像の理解などが必要である。放射線被ばくのことしか考えられなかったのが、東電福島事故では、緊急時対応に失敗した。これは事故の一番大きい教訓だが対策されていない。

（中村）この後、臼田さんから防災庁準備委員会の話があると思われませんが、大学人が多いと、科学的助言のメンバーにはならないと思う。

- ➡（岡）知識が集積していて、それを話せる、経験を持ったスピーカーがいるというイメージです。会議を開いて助言するのではなく、内閣府が分野横断的に経験を引き継いで行うかたちである。尾身先生のように国際機関でパンデミック対応の経験のある方が行うイメージです。国際機関のほうが災害対応を経験できる頻度が多いので、経験を学べます。大学人はそのような経験を持っていません。人数は多いのではなく、首席顧問は一人です。

（田邊）3.11の時は、短期的な被ばくによる死傷者は出ていないが、長期的に観てガンになってしまうリスクが騒がれていた。短期的な被ばくのリスク、災害関連死、長期的な健康影響、それらトータルリスクはどのように評価されていたのか？データはあるのか？

- ➡（岡）私が議論しているのは、発がんのところ、確率的影響（長期的影響）のところですが、放射線の健康影響は確定的影響と確率的影響の2つあり、確定的影響は、被ばくと同時に影響が観測されるもので、たとえば、非常に高い線量を受けると、中枢神経死する。JCO事故ではバケツでウラン溶液を入れ、核分裂連鎖反応が急激に生じて中性子などが大量に発生し、被ばくして、懸命に治療を行ったが、約2週間後に死亡された。東電福島事故は線量が低く確定的影響は生じない。これに対し確率的影響は発がん、被ばく後、時間がたってから発現する。これは晩発性の影響とも呼ばれる。晩発性の影響は被爆した集団と、被ばくしていない集団の発がんを長期的に追跡し、その差から影響の有無を判定する、しかし、発がんには、被ばく以外に様々な原因があり、線量が低いと統計的に有意かどうか分からなくなってくる。100ミリシーベルト以下では発がんが放射線被ばくによるものか、他の要因によるものか不明確になる。放射線の健康影響については環境省が放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 (<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/current-kisoshiryo.html>) を公開し

ている。この資料は学問的にも正確であり、参考になる。

4-2. 複合災害下の避難対応に関する国等の最近の動向

資料6-4に基づいて宗像氏より説明がなされた。

- 能登半島地震後、複合災害下での対応方針として、以前の文言自体はさほど変わっていないが、基本方針として、自然災害対応、救命を優先してその後に原子力災害対応の両方を同時に実効的に行うことが必要だとされた。そのためには、原子力災害と一般災害の部署、内閣府で言えば内閣府の府防災と原子力防災を行う内原防が連携しながら役割分担を明確化して行う必要があることが再確認された。2つ目としては、平時の計画整備、訓練の強化、発災直後の合同運用を通じて、複合的な災害でも住民防護を確保する必要があることが確認された。
- 能登半島地震後のポイントとしては、まず救命優先の原則と段階的な体制整備が挙げられる。発災直後は、まず目の前にある災害から人を救うことを第一に考えるという方針が繰り返されている。2つ目は合同運用と一元的な意思決定。両部局のところ、合同で警戒対策本部を実施して、情報収集・意思決定・指示・調整を一元的に行う必要があることが強調されている。3つ目は情報収集と監視体制の冗長化は主に規制庁の話になるが、志賀原子力発電所付近で、モニタリングポストのデータが届かないことがあった。原子力災害において空間線量率を取ることは第一義的に重要であるため、代替手段を設け、冗長化させる等の技術を設ける必要がある。4番目には避難・屋内退避の実効性確保を挙げている。複合災害下では道路の寸断、孤立集落といった事態が発生するため、避難経路の冗長化、孤立された住民の救出方法など体制強化を行う必要がある。最後には平時の計画の見直しと合同訓練を挙げている。住民の避難方法のあり方、孤立集落の救助方法などを実際の訓練に取り入れて行うことが提言されている。
- 以上を踏まえた上で、能登半島地震後の課題と留意点としては、次の3つが挙げられる。1つ目が救命と被ばく低減のトレードオフ。救命優先の判断が必要な場合と、放射線被ばくの低減を優先すべき場合、先程来の議論にあるとおり、目の前の命を助けることが第一方針で行われているため、そこをうまく判断し、そのバランスで現場が迅速に判断するための意思決定支援、これができる人や本部の活動が重要になってくる。2つ目としては、複合災害下では、インフラ断絶への備えが必要である。道路・通信・電力の被害が避難の監視に影響し、監視活動に直結していくため、代替輸送手段や復旧方法などが不可欠になってくる。最後は住民の合意と要配慮者の支援。このWGの報告書等にもあったように、平時からの説明、合意形成と要配慮者に対する個別支援計画の十分な整備、こういったものが重要になってくる。
- 規制庁は複合災害下での原子力防災について、以下の3つをコメントしている。まず、原子力施設の安全確認と継続的な監視が重要である。また事業者による原因究明と復旧状況の検査も今後していく。3番目は地震で得られた知見を今後の審査や指針に反映する方針。これらを踏まえて、様々なメディアや新聞等では、複合災害下での屋内退避の運用やその避難の実効性について、各市民団体や自治体側から少し懸念が示された。それを受けて規制庁では、屋内退避の運用方針を検討チームの報告書として出している。この中では屋内退避の具体的な方法や指示、一時的外出（家畜農家の世話など）の扱い等について述べている。また屋内退避の継続の判断と解除の基準について報告書内で方針等を述べてる。一方、複合災害の対応については、地震や津波等で建

物が損壊している場合は、屋内退避が実行困難となるため、一時集合場所や代替移動手段の検討を進める必要があることを方針として明記している。

- これらの課題抽出を受けて、指針の変更は無いが、現場の対応として、以下のようなことが行われている。まず、建物の損壊が道路寸断に対して、現在行われている国や自治体の原子力防災訓練では、代替移動手段、地震によって道路が不通になり、啓開作業が進められる。その中で住民の代替移動手段の検討や、代替避難ルートの検討、そのような訓練を実施している。また規制庁では、情報伝達とモニタリングの冗長化に対して、規制庁が実施している緊急時モニタリングセンター要員の訓練があるが、モニタリングポストが計測不能になったり、走行モニタリングができない場合を想定した訓練を実施する等して、様々な方法の検討を進めている。避難の実効性については、国の原子力総合防災訓練、あるいは内閣府で行っているオフサイトセンターの図上演習の中で、以下のことを重点項目として実施している。例えば、昨今は孤立集落の発生による実動部隊（警察、消防、海保、自衛隊）による住民の救助訓練、道路不通等による代替避難ルート、輸送手段の検討を、県の原子力災害対策本部などとの連携を含めて実施している。さらに避難退域時検査の運用訓練や空間線量率の一定程度高い（OIL2）の地域の住民避難、一時移転のための訓練を、オフサイトセンターなどで実動部隊を交えて訓練を重ねている。国を含めて各自治体で実施している訓練は、複合災害下を踏まえたシナリオのもので実施し、検討が行われている。

宗像氏からの説明に対して参加者から以下の質疑等が行われた。

（蛭沢）これまで、この複合災害では深層防護の4層と5層の一元化という課題が挙げられている。組織で言えば、規制庁と内閣府それぞれの役割担当、内閣府内における一般防災と原子力防災の有り方、もう一つは複合災害下での原子力防災と一般防災の一元化の有り方、これらについてはほぼ解決されたと思われていますか？

- ➡（宗像）原子力災害が起きた場合は、内閣府と規制庁が、ERC（緊急時対応センター）を立ち上げ、いろいろ検討した上で総理大臣にあげるプロセスになっている。このERCにはオンサイト担当とオフサイト担当があり、連携している。但し、第4層と第5層まで理解して総合的に行っているかということ、未だ十分ではないと感じている。

（蛭沢）前回の話題提供で田邊氏が指摘されているように、司令塔が3つあって、うまくいくのかどうかという観点で、まだ踏み込まれていない部分があるということでしょうか？

- ➡（田邊）それぞれの組織の役割についての訓練はされている。例えば、原子力災害の時は、まずその地域から避難する訓練を行っている。一般防災で災害が起こったところの対応もしているし、一方で、その後そこから避難された方々をどう受け入れるかについて、原子力災害対処をする人たちはあまり考えていない。実際のオペレーションの時にもその発想に至らず、今の目の前のことに集中している。求められるのは時間軸の異なる対応において今やるべきことを各組織に指示を出しながら、次の段階の準備を事態の推移を予測して指示をしなければならぬ。総合的に判断ができる人が必要になる。3つの組織があり、総理大臣に判断をゆだねることになるが、総理大臣を補佐する専門家集団、先程のSAGEのような組織があれば良いと感じた。

（中村）原子力災害対策本部は、避難の際に被ばく量をチェックするが、避難は政府本部に任せる

ことになるのでしょうか？

- ➡ (宗像) 原子力災害時には、ERC（緊急時対応センター）に内原防と規制庁が入る。住民避難が必要になれば、そこで検討を行い、総理大臣に相談するというプロセスになる。その際に、複合災害の場合は、一般の自然災害の対策本部が合同で行うことになる。政府本部に任せるといわけではない。

(中村) 直接的な避難対応は、今までは原子力災害対策本部が主に対応すると書かれていたように思われるが、令和7年の改定版では、その程度に応じて政府本部の機動部隊、実動部隊にお願いするとの記述があったように思われる。

- ➡ (宗像) 複合災害でない場合は、ERCから県のオフサイトセンターを通じて、県の災害対策本部と連携を取りながら、避難対応を行う。

(香月) 災害対策基本法では、総理大臣のところのできる対策室であろうと、県にできる対策室であろうと、住民に「ここにいてはならない、避難しない」と命令を出す根拠として、警戒区域を設定しなければならないと読める。それを指定するのは市町村長になっていて、県知事でも総理大臣でもない。今議論がなされているところでは、総理大臣にその提言をするという議論がなされているが、総理大臣が強権を発することができる法律上の仕組みがあるのか？

- ➡ (田邊) 災害対策基本法は、あくまでも市町村長が避難指示を出します。市町村長に権限があります。但し、国としてその地域は避難しないといけないと判断した場合は都道府県を通じて警報を出しますという話をします。

(香月) 今の行政法の枠組みでは総理がいくら強権を発しても市町村長が嫌だといったら、動かいという枠組みになっていることをまず知識として共有した方が良いと思います。

- ➡ (蛭沢) 実は香月先生がおっしゃったように、認識を共有する必要があると思い、前回の話題提供の中で指摘いただいていることを後の説明で触れさせていただきます。そこが共有されていないと、議論が全然違う方向に行ってしまいます。

4-3. 防災庁に関する最新動向

資料6-5に基づいて氏より臼田氏より説明がなされた。

- ・ 防災庁構想は石破総理大臣の頃に立ち上げられ、2024年11月1日に準備室ができ、翌年の1月30日から設置準備アドバイザー会議が立ち上がって議論が開始された。アドバイザー会議のメンバーには原子力を専門とする方はいない。8回の議論の後、6月に設置準備アドバイザー会議報告書が出され、一般にも公開されている。報告書には「原子力」の文字が一件も無く、原子力を専門とする方がいなかったことも影響していると思われる。
- ・ 報告書のポイントとしては、まず「国民と共に考え、共に備え、共に守る」を挙げている。この目的は2つあり、一つは防災庁を設けたところで、公助の限界は明らかであり、全て防災庁に任せられませんとはならないこと。二つ目は、特に一般災害において皆が他人事として捉え、一人一人が考える力を無くしてしまっはいけないので、皆でやるんですよということを強調している。
- ・ その後12月には防災立国の推進に向けた基本方針が出された。この中身を観ると、アドバイザー会議の報告書がかなり引き継がれている。但し、この基本方針にはアドバイザー会議は係わっ

ておらず、意見を述べたり、草案を作ったりはしていない。この基本方針には原子力の文言が3件出てくる。まず防災庁の機能の記述に「原子力防災に関する対策については、専門性・即応性等の観点から、防災庁設置後も、所管する各府省庁において実施することを基本と」とある。つまり、今と変わらないということであり、防災庁が原子力防災をやるということにはならないと思われる。また、「省庁横断的な総合調整が求められる対策については、TEC-FORCEなど災害の現場対応を担う各府省庁所管の部隊との地域レベルでの連携を含め、防災庁を中核とし、政府一体となって事前防災や災害対応等に臨む態勢の構築を図る」とある。気になるのは、地域レベルという言葉で、地域レベルでやっていくことにしているのか、あくまで省庁でやるが、地域レベルも忘れないという意味で入れているのか、その意図が良く分からない。さらに防災庁の担う具体的な事務というところで、先程宗像さんがおっしゃっていたことと重なるが、「自然災害と感染症危機や原子力災害が重なった場合の避難誘導や被災者支援等を念頭に、平時から自然災害に関する事前防災・災害対応のノウハウ等を（中略）積極的に共有し、訓練等を通じて、対応に万全を期する」ということが書かれている。

- ・後の概要資料では、原子力は1回しか出てこない。ここでもポイントは勧告権があることだけである。原子力は基本的に今まで通り、内閣府原子力防災がやっていく、それに対して防災庁は連携をしていく形になるものと想像される。防災庁が例えば一般自然災害のところをどれだけ強く推し進めることができるのか、その中で先程原子力災害が合同本部を建てるという話があったが、その合同本部を建てた時の情報提供の部分であるのか、あるいはその指示・指令の上下関係なのか、両方関係なのか、斜め関係なのか、そのようなところをどこまで事前に決めておくのかということところは未だ書かれていない。これからの議論のポイントになるかと思われる。

臼田氏からの説明に対して参加者から以下の質疑等が行われた。

(蛭沢) アドバイザー会議時の委員構成に原子力の人がないからとありましたが、第1回の会議で原子力は触れないという前提があったのでしょうか？

- ➡ (臼田) 原子力の話はしないという前提で議論が進められた訳ではない。メンバーを選ぶ際も原子力の人を入れないという話は聞いていない。

(蛭沢) 分かりました。原子力が入っていないのが分かるのと閣議決定でまずいと思い、フォローするかたちで文言が追加された。防災庁は深層防護の4層には関わりがなく、5層の対応をはかる。すると、深層防護の4層と5層の一元化や、複合防災時の原子力と一般防災の一元化の問題は未だ解決していないということをアカデミアの役割として示していくことですね。

- ➡ (臼田) 具体的に何をするのが記載されていないので、こうすべきや、それを越えたことはこうすべきということアカデミアとして言うべきだと思われる。

(高田) 内閣府は省庁連携のためにつくられた大きな組織という認識があります。それがあっても関わらず、防災庁を作らなければならなかったのは、その連携が十分ではなかったことが理由と思われるが、何に着目し、作らないといけないという理由付けになったのでしょうか？

- ➡ (臼田) 内閣府は各省庁から出向された方々の集まりになっていて、調整はできるが、防災そのものを突き進めると、うまく回らない。災害が起ると、そもそも人数があまり多くないため、平時の防災をやっていた人も、災害対応に駆られて、平時の防災も進まなくなっ

まう。そこで防災に特化した省庁を作ることで、プロパーもしっかり育て、防災に特化した動きもしつつ、総合調整をやっていく形にしなければ進まないというところが設置を推し進めた方々の意見と伺っている。

(田邊) 新聞報道で見る限りでは、今までは内閣府の防災は各省庁に対して総合調整機能しかありません。これを防災庁にすることによって、さらに勧告権を与え、各省庁は、それを尊重する義務を作るとしているのです。司令塔の権限が強化される。また人数を増やして、都道府県との連携を強化し、特に人とモノの融通ができる調整、何々県から何名出して、何処の地域を支援しろというような調整がしっかりできる新たな体制になると思われる。

➡ (臼田) ただの総合調整ではなく、司令塔として尊重義務を伴う省庁への勧告権を持たせることは、かなり前段階から言われていた。これもかなりいつも明確に書かれている。実際には、どういう勧告をするのか、どういう場合だとどうするのか、その議論はこれからであり、これをしっかり活かす防災庁になってもらわないといけないと思う。

(香月) 防災庁には、いざという時に現場に赴く実動的な組織を内部に抱えているのか？

➡ (臼田) 今の内閣府防災も災害が起こると、現地対策本部を開いたり、その先遣隊を派遣したりする本部機能がある。それは引き続き存在すると思う。但し、救助や救命を含めた実動機関としての対応は、これまでも自衛隊や警察、消防、或いはテックフォースや各省庁で動いているものがあるので、これは従来通り各省庁でやっていく建付けになる。

(蛭沢) テックフォースのテックは何の略ですか？

➡ (臼田) Technical Emergency Control Force (緊急災害対策派遣隊)の略で国交省のチームである。

(田邊) テックフォースが書かれたのは、例えば自衛隊、警察、消防等の実動機関は官邸の内閣危機管理室から指示を出せるが、テックフォースは国交省の組織であるため、指示が出せなかった。今後は防災庁に権限を持ってくる可能性も考えられる。本来は地方自治体が処置をしなければいけない災害復旧が手遅れにならないように、まず技術者を送り、被害状況を確認してどのような復旧・復興がいるのか、それを見据えたかたちで提言を行ってきた。しかし地方自治体は、それぞれに考え方があり、お金を落としてもらって地方自治体の考えで行いたい。テックフォースがそういうところまで担い始めた。

(蛭沢) FEMA に近づいたと思って期待していたが、FEMA とは異なるということですか？

➡ (田邊) FEMA に近づけようとしているが、未だ不十分です。

(中村) 省庁の垣根が未だ持ち越されているということですか？内閣府は内閣府として存在し、防災庁は防災庁として存在しているということですか？

➡ (臼田) 内閣府防災担当は、防災庁になると思う。但し、内閣府原子力防災は、内閣府原子力防災のままになるのではないと思われる。

(中村) つまり、原子力に関しては現状と変わらない。防災庁が出来ても変わらないということですね。

(岡) 私が提案している緊急時科学的助言組織は、内閣の緊急時の広報かなど、防災庁ができるので、それと関係するのかと思っていたのですが、そうではないですね？内閣というか、首相の広報の緊急時の広報の一環のようなものと思っていました。例えば、コロナパンデミックの時の尾

身先生たちの活動は、何処の組織の活動だったのでしょうか？首相に直接直属したような活動だったのでしょうか？

➡（臼田）まずここには助言組織という言葉は出てきていないと思う。今もそのような議論はあまり聞いたことがない。今までも自然災害だと市町村が前面で対応し、災害救助法によって都道府県がやるところになって、都道府県のところにたまたま個人的なつながりで、助言の立場になったり、事前から助言の立場におられる方がいたりというぐらいで、基本的に地方の観点で、国に助言として入るという例は、いわゆる一般自然災害ではあまりない。

（岡）内閣の広報は、官房長官になりますが、官房長官の仕事の一部みたいなものを尾身先生たちがやっていたというイメージでよろしいですか。

（田邊）感染症の時は、政府に対策本部ができると、その助言組織がもともと計画策定に関わっており、感染症の計画を作るアドバイザーグループが、そのまま基本的には今回の場合に助言組織になります。但し、基本的には感染症の先生方の集まりで、経済的な対策などが抜けており、途中から大竹先生など経済学の先生方が途中から入ってきた。最初から入っていなかったのが、難しかった。尾身先生はもともと WHO でフィリピンのアジアの所長を経験し、相当の経験を持っていた。自身で専門家のアドバイザー組織を作り、さらに政府の対策本部の委員長という立場で助言をしていた。

（岡）原子力災害の緊急時科学的助言組織の話に戻ると、それはどういう形で行えばよいか？

➡（田邊）総理を支える対策本部が1つになれば、その助言組織で良いが、複合災害になると3つあるので、それぞれに助言組織を付けても意味が無い。それは1つ提言ができると思われる。

（岡）ポイントの1つは、事故が起こってからではなく、様々な大災害の緊急時の広報の経験を継承しないといけないのではないかという、イギリスと比べた提案になるのですが、そのような点ではどのような形が良いのか？

➡（田邊）本当は FEMA があれば良いと思います。

（香月）日本で FEMA を設置するのは難しいらしい。総理大臣は、他の大臣に対する命令権を持たないらしい。それぞれの大臣が行っていることを総括して「総理」になる。内閣府に対しては命令を出すことができるが、省庁に対しては出来ない。それがアメリカの大統領制と全く違う。

（田邊）それは平時の話で、非常事態の状況になると、総理に権限を与えることができるようになっています。総理大臣が緊急災害対策本部などのハイレベルの本部を立ち上げる時は、中央防災会議なりに勧告を出して、各省庁を統制する権限が与えられます。

（香月）そうだとすると、やはり総理に直接提言できる仕組みにしておかないといけないと思います。

（中村）中央防災会議で総理の下に、中央防災会議とは別の助言組織を設け、完全独立させた方が良いと思います。

（田邊）中央防災会議はあくまで一般防災のところなので、原子力災害のところは行っていない。

（中村）提案としては、今は原子力災害を一般防災と一緒に、合同で扱わないといけないとし、助言組織も一般防災を含めた方が良いと思われる。

（岡）私が言っているのは、地方公共団体に何か指示するのではなく、国民向けに情報を伝えると

いうところなので、全部の組織がそのようになっていなくとも、原子力防災だけでも良い。但し、原子力防災だけでやろうとすると、様々な経験が継承されないと思っている。

(田邊) それであると。やはり FEMA になると思う。各省庁の危機管理に関する機能を抜いてきて FEMA とすると、相当な人数になる。FEMA には消防、麻薬管理、感染症という部門も実行部隊として入っている。また企画部門もあり、様々な総合調整ができるような形になっているし、法律関係も入っている。FEMA には広報機能もついており、全て完結できる総合化された組織になっている。

(中村) 資料の 13 ページに JAEA/NEAT と防災科研の共同研究が紹介されていますが、具体的にどのような事を行ったのでしょうか？

➡ (臼田) SOBO-WEB が 2024 年 4 月から内閣府で実運用になった。各省庁や自治体がここを介して、相互に情報を共有する。もし原子力災害が起こった時に、それが自然災害起因で起こった場合には、複合災害という面でいくと、自然災害の情報がここにあるので、これを原子力側で使うという観点で取り組まなければならない。

(中村) 原子力の側では、これに繋ぐ情報ネットワークがあるのでしょうか？

➡ (宗像) 原子力の方は基本的に原子力災害時に NISS (原子力防災システム) という掲示板的なもので情報のやりとりをする。今回は、SOBO-WEB の方と原子力災害とで繋ぐことにあたっては、規制庁の方がまずモニタリングデータを SOBO-WEB の中でも表示できるようにする方針で進めている。原子力災害が起きた時は、政府間の中で NISS という情報連絡手法を使いながら SOBO-WEB で道路状況、被災状況などを取り扱いながらやっていくという建付けになっています。

(中村) 今後も取り扱う情報としては、モニタリングの情報、例えば SPEEDI なども含めて共有していくことはありませんか？

➡ (宗像) 現在、防災科研と JAEA とで共同研究をしており、一般防災の情報を原子力の災害時にどのように取り入れるか、そのような視点で始まっている。どのような情報があると原子力災害時に有効に利用されるかという観点で、訓練的なものを実施している。規制庁の中では新しいシステムを作っているような話があり、その新たな情報共有システムが SOBO-WEB とどのように連携していくのかは不明です。

(臼田) SOBO-WEB の元々の思想は、防災科研で 10 年前から研究開発してきた SIP4D という仕組みである。この根幹としては、SIP4D というシステムに全部の情報を入れて、ここで意思決定をしましょうということではなく、防災は基本的に、道路なら国交省、救助は消防庁のように所掌が全部違って、所掌ごとにシステムを設けているので、そこには手を入れない。但し、使われている情報には共有しても良い情報があるはずなので、SIP4D というパイプラインを通して相互に共有できるようにした。SOBO-WEB も全部情報を集めて、その画面を見ながら皆でやりましょうということではなく、本来はそれぞれの省庁、機関、自治体が活動するためのシステムがあり、そこには無い情報が他の機関にあったとすれば、SOBO-WEB を使用するとそのデータが取れますよという仲介役のイメージになる。これには、多くのシステム同士が繋がりが合わないといけなし、お互いが共有することに同意しなければならない。データはフルオープンではなく、共有するデータは制限を設けることもできる。

(中村) 現在の防災基本計画や地域防災計画が SOBO-WEB で情報共有することが書かれているが、具体的にどのように進むかについては別次元の話のように感じます。

- ➡ (臼田) SOBO-WEB ができたからこれを見れば良いということではない。SOBO-WEB は、共通状況図、コモンオペレーショナルピクチャーを作るイメージなので、全体を把握する時は、これを見れば良いというのが一つにはあるが、原子力の避難計画で、情報を入力しながら、シミュレーションを行うとすると、SOBO-WEB 上では出来ないことがたくさんあるので、それは専門システムを作った方が良いということになると思われる。また、SOBO-WEB では何を共有すべき情報として取り扱うかを定めた災害対応基本共有情報 (EEI) がある。これもアメリカで考えられた仕組みを日本版で真似ている状況にある。どのような災害が起ころうが、この情報は必ずみんなが使う情報なので、共有しましょうということを決めて作っているものである。道路や医療、水道の情報とか、普通に災害時に必ず出てくるような情報が多いが、原子力はどうかというと、明確なのは政府の原子力災害現地対策本部の在処、あとは避難指示や警戒区域、放射線モニタリングポストの情報は入っている。この EEI の表 (内閣府; 災害対応基本共有情報 EEI 第 1 版について、https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/dataplatform/pdf/jitsumu/dai3kai/eei_v01.pdf, 令和 5 年 4 月) を見ると、SOBO-WEB に入ってくるデータが何なのかを判る状況である。

4-4. 田邊揮司良氏の話題提供における同氏の疑問・懸念 (コメント) 及び課題の整理

資料 6-3-2 に基づいて蛭沢委員長より説明がなされた。

- ・ 前回の小委員会で田邊氏から受けた話題提供の内容を整理するため、議事録の内容を、説明・解説の部分と疑問・懸念の部分に分けた上で、後者の疑問・懸念の部分を対象として整理すると共に、自衛隊の原子力災害派遣に係る課題を挙げて整理した。これに関して田邊氏や皆さんからコメントをもらい、再整理・まとめを行って報告書 (案) に反映することを考えている。疑問・懸念の部分は 3 つの観点で整理を行っている。1 つは、政府 (内閣官房) の危機管理体制と災害発生時の初動対応に係る課題、2 つ目は自衛隊の原子力災害派遣の関連法制度に係る課題、3 つ目は避難に係わる課題である。
- ・ 資料の 9~11 ページには、田邊氏が指摘した法体系に係る 11 の疑問・懸念の内容を整理している。11 ページは、その 11 の疑問・懸念を 3 つの課題に分けて整理している。まず、(1) 災害発生時の政府の初動体制及び組織運営における課題として、1-1) では、東日本大震災の教訓から、複合災害への対策強化が挙げられ、政府の初動対応体制 (内閣官房の事態対処・危機管理担当) において、一元的に総合調整が行われることになっているが、未だ情報のところしか焦点が当てられておらず、人や物には踏み込まれていないことが述べられている。次の 1-2) では、複合災害時における中央の体制は、3 つの司令塔体制 (内閣府防災担当、原子力規制委員会、内閣府原子力防災担当) であり、すっきりさせますと言っているが、互いの調整はできておらず、自治体においてきて、バラバラな状態にあり、自治体の現場が総括していること。1-3) では、自治体は 1 つ、自衛隊・警察・消防もそれぞれ 1 つが受ける形をとる。司令塔が 2 つ、現場は 1 つという状態にあること。1-4) では、自衛隊・警察・消防等の実行組織がバラバラな状態にあり、これらをまとめた例として米国には FEMA があるが、日本には無いこと。1-5) では、中央 (国・都道府

県・市町村) から見えるものと現場(自衛隊・警察・消防) から見えるものがすれ違っているか、問題意識がずれていること。(12 ページの図 1.5.2 原子力災害時の国・地方自治体・実行組織の関係図) 1-6) では、判断を下す人たちは、全体像をしっかりと把握できる人でないといけない。また今後教育をしていくのであれば、全体像をしっかりと把握できる人を育てる必要がある。内閣官房に管理監がいるが、全体を掴めているのか、またその人がなくなった場合にどのように教育していくのか、非常に重要なことを挙げている。1-7) では、自治体等における原子力防災計画策定において、災害や避難の情報の連携はよく行われているが、人の投入・物の準備・お金の手当をどのようにするのか等についてはほぼ書かれていない。今後、人、物、金の管理を防災庁が担うものと思われる。1-8) には、先程来議論されている組織運営上の問題意識が幾つか挙げられている。

- 13 ページには(2)原子力緊急事態時の危機管理体制について 8 つの懸念されるコメントが整理されている。2-1) は、原子力緊急事態時の危機管理体制について、事業者とオフサイトセンターは離れており、リアルタイムの情報がオフサイトセンターに伝わっているのか? という点で空間的な問題が有る。2-2) は、災害対策本部は ERC チームとの連携、自然災害に対応している自治体との連携は重要であるが、普段から訓練していないと難しい。2-3) では、自治体の職員が 2 年で交代してしまうことや、原子力災害に対応する部署と自然災害に対応する部署が異なっていることも課題。2-4) では、原子力災害時の緊急事態の区分を見ると、避難対象区域以外は全然判らず、それが課題と思われる。2-5) では、避難者を受け入れる自治体において、その職員や住民が受け入れるリスクを判断できるかという問題がある。必ずしも自治体の職員は原子力だけやっていない。2-6) では、被ばく線量の限度についてリスクミが出来ていないと、受け入れができない。かつて避難者を受け入れる調整を行った際、被ばくした避難者を受け入れた場合の安全性や期間などの検討がなされていなかったため、受け入れが困難な状況にあった。2-7) では、避難者を受け入れる自治体は危機感が薄く、法的な強制力を受けていない。2-8) では、原子力緊急事態時の実動対処班は、復興段階になると、住民支援班に変わる。自然災害の対策本部は解散する。法体系が違うと、異なる状態が生じる。おそらく、3.11 に実際に起きていることが赤裸々に書かれている。
- 14 ページの(3)原子力防災に係わる関係行政機関の事務分担・位置づけの 3-1) には、「緊急事態が憲法には無いため、平時の法律をその延長線上で危機に対応させているため、うまく機能していない」ことが懸念事項として書かれている。後ほど、この図 1.6.3 を使って緊急時は憲法に書かれていないことの説明をお願いしたい。
- 20 ページの II.3 つの疑問・懸念を用いた課題の整理では、自衛隊の派遣についての課題を 3 つの観点で整理している。まず(1)の関連法制度・派遣要請の仕組みについて、現地と中央の連携の体制は組織が異なり、それぞれカウンターパートが異なる。しかし、自衛隊は指示系統がしっかりしていることを述べている。それぞれの体制でカウンターパートが異なることが課題です。(2)の業務計画では、原子力規制庁から情報提供が無いと、自衛隊は行動ができない。防衛大臣の命令により派遣及び派遣終了することになっており、自治体は絡んでいない。(3)の現地の合同調整については、消防・警察・自治体と市町村は相互関係で、指揮ではなく、調整・協力・協働の様々な力を結集して対処しなければならず、顔の見える関係が重要で、普段から連携した訓

練を行う必要がある。しかし、先程来出ているように、その数が足らないと連携は難しい。感染症など普段から訓練がなされておらず、コロナウィルス感染にも全く対応できなかったという形で、指揮ではなく調整ということに関して、香月先生の方からもコメントが出ていますので、そこで話をします。

- 25 ページは、Ⅲ. 避難に係わる課題として、まず避難計画の策定と広域避難に係わる疑問・懸念を整理した。(1)原子力災害からの避難計画の策定に関して、「自然災害は自分で判断をして逃げて下さいという形であるので、複合災害となった場合に、逃げた先をよく把握していないと、そのエリアにいる人たちを原子力災害時に再び強制避難させることになり、問題がある。福島原発のようにある程度の時間的余裕があれば、住民の避難の状況を把握して、広域避難という形がとれると思わすが、その辺りの時間軸の違いによって異なり、想定外のことがいろいろ出てくると認識している」と述べている。また、広域避難について、「避難指示」では、なかなか逃げないが、普段は聴きなれない「命令」という言葉を聞き逃げたという、大洗での実地体験が述べられている。また基本的には自治体が避難に係わるため、自治体、各省庁等の連携がしっかり取れるかどうか、一体化されているかどうか、疑問に感じらえる。先程の臼田さんの話にあったように、一体化されていないと、全体像を把握し、国の責任でコントロールしていくべきであるが、専門家も総合的な判断ができる人が必要である。

以上のとおり、田邊氏の話提供の内容を整理し、課題を明らかにした。

4-5. 香月智氏の話提供における同氏の疑問・懸念（コメント）及び課題の整理

資料 6-3-3 に基づいて蛭沢委員長より説明がなされた。

- 香月氏からは、「災害時避難行動の命令・指揮および住民に対する強制力について」と題し、さらに具体的に命令、指揮権、強制力という観点で述べられています。先程の田邊氏と同様に、説明部分と疑問・懸念の部分に分け、整理を行っている。さらに課題については、3つの視点で整理を行っている。1つは法制上の不備に係わる課題、2つ目は法制上の整備とは別問題として存在する問題（訓練など事前の準備をしっかりとすることを提言すれば良い）、3つ目は自身の杞憂であまり心配しなくとも良い事項（危機の時に懸念を抱いている人、マスク関係者などが突然出てきて、混乱を招くことがあるため、対応すべきこと）である。
- 9 ページには、1つ目の(1)法制上の不備に係わる問題（テーマ3の強制すること）、「誰が指揮官として意思決定をするのか、誰が強制（避難）を拒否する人に強制するのか」について整理を行っている。原子力災害対策特別措置法には、国が災害対策基本法の枠組みで責務を遂行しなければならないことが示されている。しかし、災害対策基本法からは、総理・知事・市町村長に特別な命令権が生じることは読み取れない。市町村長は、立ち退きを指示できるとある。市町村の職員は立ち入りする場合には、予めその旨を場所の管理者に通知しなければならないとあり。命令権と違う、指示とか通知という形であり、田邊さんが先程来述べていることが、前回の話提供にも挙げられている。

4-4 と 4-5 の説明に対して、以下の補足説明、質疑等が行われた。

(香月)最後の箇所は、「災害対策基本法の枠組みでは、市町村長は警戒区域を指定すると、住民は自分の意思に関わらず立ち退かなければならないと読み取れます。」と訂正して下さい。市町村長にはその権限があるが、知事や総理にはその権限が無い。市町村長に対して知事は命令権が無い。日本の行政法ではそのような仕組みになっているらしい。市長村長が警戒区域を設定すると、PAZに対する設定をしたのと同じようなことになると思われる。一途に市町村長にその責任と権限が集約されてしまっていることが問題に思われる。

(田邊)今の点ですが、災害対策基本法では、市町村が機能しない場合は県、県が機能しない場合は国が指示を出せるようになっています。大規模災害になると、市役所の機能が低下している。その場合は、県や国が代行できるようになっています。その他にも最近では国から自治体の指示権を作っており、大規模な災害になると、災害対策基本法には限界があるため、地方自治法を改正し、その様な指示権を出せるような形に変わってきています。蛭沢さんの資料6-3-2の14ページに書かれているとおり、現状は憲法に緊急事態が無く、緊急事態宣言が出せるようになると、総理に権限が集中し、一時的に国民の権利を制限したり、指示に従わない場合の罰則を制定したりすることができる。平時の法律の延長線上では、そこまでの事が出来ない。

(蛭沢)複合防災の支援体制について、現場を踏まえた貴重な課題が挙げられています。田邊氏や香月氏の話提供を整理した資料6-3-2や6-3-3についてコメントを頂ければ、今後修正等を行います。私達はこれまで、貴重な経験をされた方々から課題を示していただいております。それをアカデミアとして整理をし、一般市民にも分かるように解説していくのが目的と考えています。

5. 今後のスケジュール

第7回小委員会を令和8年5月15日(金)9:00-12:00に開催予定

話題提供：福井県 山本氏、電力中央研究所 山田氏

以降の予定として、以下のスケジュールを確認した。

- ・令和8年6月：技術文書審議タスク（基本段階）
- ・令和8年8月7日（金）13:30-16:00：公開ワークショップ
- ・令和8年9月：第8回小委員会
- ・令和8年11～12月：公開シンポジウム（新潟工科大学、ハイブリッド形式）
- ・令和9年2月：第9回小委員会
- ・令和9年4月：技術文書審議タスク（最終段階）

以上